

アメリカの学習障害者における SAT および ACT の受験について

—発達障害者支援法に向けた我が国の公的テスト実施の指針として—

石岡 恒憲・上野 一彦（大学入試センター）

発達障害者支援法が 2005 年 4 月から施行され、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をすることが求められている。また、わが国もすでに署名し、批准が早急に求められている「障害者の権利条約」でも、高等教育における「合理的配慮」が義務づけられており、発達障害を含む障害のある学生への入試特別措置は必須である。

そこでアメリカにおける大学入試のための共通試験である SAT および ACT において講じられている障害者、とりわけ我が国でいうところの発達障害者への特別措置について調査した。その結果、受験者の約 2% が時間延長を主とする特別措置を受けていること、およびその申請にあたっては、きわめて厳密な診断基準が定められていることがわかった。またこの特別措置をめぐる、得点のフラグ化など歴史的にも、また現在でも幾つかの議論があり、これらについても整理、報告する。

1 発達障害者支援法

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義される発達障害を持つ者の援助について、発達障害者支援法が 2004 年 12 月 10 日（法律第 167 号）に定められ、翌 2005 年 4 月 1 日より施行された。

法の趣旨としては、発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする（法第 1 条関係；文部科学省，2006a）。

特に教育については、法第 8 条関係にその記述があり、「国、都道府県及び市町村が、発

達障害児（18 歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。また、大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と定められている。入試選抜における措置については特に明文化されていないものが、我が国大学入試センターにおいても発達障害者の発達支援のために、必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じることが求められる。

そこで本稿では、アメリカにおける大学入試のための共通試験である SAT および ACT において講じられている障害者とりわけ我が国でいうところの発達障害者への特別措置について調査し、我が国の試験方策に資することをその目的とする。今回、高大接続テスト（仮称）協議・研究委員会における海外調査団（アメリカ班：代表、濱名篤 関西国際大

学学長)が College Board および ACT Inc. を訪問し、オブザーバとして参加した著者は障害者への対応について調査することを試みた。ただこの問題は非常にセンシティブで暴発しやすい(volatile)課題であるために、こちらが望む統計量の多くについて開示されなかった。それでも 2003 年当時、障害者の得点についていたフラグが脱落することが決定した時点で、その議論のために幾つかの障害者についての統計量が公開されており、それらの内容と、今回の調査、および Web 等で得られる最新の情報を総合的に考察することで、概略はつかみ、その内容をここに紹介することとする。

2 発達障害者支援法における「発達障害」

発達障害者支援法で定義される発達障害について簡単に整理しておく。

(1) 自閉症 (Autism) は、社会性や他者とのコミュニケーション能力の発達が遅滞する発達障害の一種、先天性の脳機能障害、認知障害である。時に、早期幼児自閉症、小児自閉症、あるいはカナー自閉症と呼ばれる。

アメリカ精神医学による DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental disorders) によると 第一軸の「通常、幼児期、小児期、または青年期に初めて診断される障害」における広汎性発達障害 (Pervasive Developmental Disorders, PDD) に位置づけられている。自閉性障害の基本的特徴は 3 歳位までに症状があらわれ、以下の 3 つを主な特徴とする行動的症候群である。①対人相互反応の質的な障害、②意思伝達の著しい異常またはその発達の障害、③活動と興味の範囲の著しい限局性。

(2) アスペルガー症候群 (Asperger syndrome: AS) は、興味・関心やコミュニケーションについて特異であるものの、知的障害がみられない発達障害のことである。「知的障害がない自閉症」として扱われることも多いが、公的な文書においては、自閉症とは区

分して取り扱われていることが多い。精神医学において頻用されるアメリカ精神医学会の診断基準 (DSM-IV-TR) ではアスペルガー障害と呼ぶ。

(3) 広汎性発達障害 (PDD) とは、対人・コミュニケーション・行動などが定型的に発達していないことより生ずる障害のことである。広汎性発達障害の「広汎性」というのは、「特異性」のものに対する概念のことである。「広汎性」という語が含まれることから、広汎性発達障害という語の方が発達障害という語より広義であるような印象を持たれることもあるが、日本においては、単に「発達障害」と呼んだ方が広義である。「広汎性発達障害」というのは、世界保健機関が定めた ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類 第 10 版)、アメリカ精神医学会が刊行した DSM-IV-TR (精神疾患の分類と診断の手引 第 4 版新訂版) などにおける分類上の概念である。

(4) 学習障害 (Learning Disabilities, LD) は、複数形で表記されていることから分かるように、単一の障害ではなくさまざまな状態が含まれる。医学、心理学、教育学の分野にまたがって研究が進められ、それぞれで若干概念が異なっている。

旧文部省による 1999 年の学習障害の定義は以下の通りである。

「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」

学校教育では、学習障害は 2006 年 4 月 1 日より通級の対象となり、2007 年 4 月からは特別支援教育の対象にもなっている。

(5) 注意欠陥・多動性障害 (Attention

Deficit / Hyperactivity Disorder: AD/HD) は多動性, 不注意, 衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害。DSM-IV-TR では行動障害に分類されている。じっとしている等の社会的ルールが増加する, 小学校入学前後に発見される場合が多い。一般に遺伝的原因があるとされるが, 他に適当な診断名がなく同様の症状を示す場合を含む。注意力を維持しにくい, 時間感覚がずれている, 様々な情報をまとめることが苦手などの特徴がある。日常生活に大きな支障をもたらすが適切な治療と環境を整えることによって症状を緩和することも可能である。脳障害の側面が強いとされ, しつけや本人の努力だけで症状などに対処するのは困難であることが多い。

3 アメリカの公的試験における特別措置の種類

アメリカにおいて障害を認められた受験者は(1) テストセンター, あるいは(2) テストセンター以外(通常は高校)で受験する。テストセンターで受験する場合, 標準の時間で回答をする場合(Center Testing #1)と, 50%増しの回答時間を用いて回答する場合(Center Testing #2)がある。

- Center Testing #1: 標準テスト時間; 車いすでの受験, 拡大文字; 聴覚障害者については読唇話者や手話通訳者を近くに置くことが要求できる。
- Center Testing #2: 50%増しの回答時間; 通常3時間45分のテストを5時間で回答する。作文テスト(通常30分)は45分で回答する。通常のフォント(10pt)の代わりに拡大文字(18pt)の問題冊子が利用できる。時間延長は, 受験年度につき最初の1回に限り申請書類を提出する。

テストセンターで提供することのできない措置についてはテストセンター以外(Special Testing)で実施する。たとえば以下の措置がある。

- 50%を超える延長時間
- 複数日にわたる回答
- 標準と異なるテスト様式:(Braille 点字, カセット, 音声 DVD, リーダー補助) and/or 標準と異なる回答様式
- 小論文回答の代筆者あるいはコンピュータによる入力
- 小論文試験のみの時間延長(筆記における発達障害, 書字障害(dysgraphia)の場合)

受けることのできる特別措置は障害に応じて多様である。SAT で受けることのできる特別措置の詳細については, College Board の Web ページ <http://www.collegeboard.com/ssd/student/accom.html> を参照されたい。

特別措置を申請するため指針である ACT の Guideline for Documentation と ETS の Document Guideline はほぼ同様であるが, いずれもプロの診断書に加え, 学習障害(LD)については推論力, 理解力, 情報処理能力における得点と標準スコアあるいはパーセンタイル, 加えてそれに代わりうる別の証拠の提示が求められている。注意欠陥・多動性障害(AD/HD)については, 初期発病の証拠, 現在も障害がある証拠, 標準化された年齢相応のテスト結果, DSM-IV基準にいくつ適合しているかの数についての提示など, 客観的な資料の提出が求められている。

4 フラグの脱落について

かつて SAT および ACT の受験において, 障害者が時間延長などの「標準的でない」措置を受けた場合には, そのことを示すためにスコアレポートのスコアにアスタリスクが付けられていた。これをフラグと呼んでいる。しかし College Board は 2003 年 10 月 1 日より SAT, PSAT/NMSAT, AP テストを含む自らが管轄する全てのテストの全てのフラグをスコアレポートから除去することを決定した。これは 1999 年の Educational Testing Service (ETS) への訴訟に端を発しており, ETS は College Board が所有するテストに先

だつて自ら監督するテストにおける全てのスコアからフラグを除去することを決定していた。このため College Board と Disability Rights Advocates (障害者権利支援組織)はこの問題を取り上げ、障害教育、心理測定、入試関係者からなる専門家によるブルーリボン委員会で検討を行い、2001年3月27日に行われた投票の結果、4対2で College Board の管理する共通テストからフラグを除去することが推奨された。College Board はこれを受け入れるという形で、フラグは全廃することとなった。ACT もこれに追随し、2002年7月に時間延長を示すフラグを除去することを正式にアナウンスした (HighBeam Research, 2002)。過去にフラグ付きでテストを受けた者でも2003年10月1日以降に発行されるスコアレポートにおいて(過去の)フラグは除去されることとなった (College Board, 2002b)。

フラグを無くすことで障害者のための措置を受ける者が急増することは当然予想される懸念であるが、これに対しては、College Board によれば、障害が認められるための Services for Students with Disabilities (SSD) Information Brochure によって示される3つの基本的判断に従うために変わらないとして主張している。その基本的判断とは

- 1) テスト受験で講じられる措置が、受験者のもっている障害にとって必要か
- 2) 学校で (講じられる措置に必要な) サポートを受けていることを示す文書があり、それがガイドライン (Document Guideline) に合致しているか
- 3) 学校で実施されているテストにおいて、その障害のために、要求する措置を受けているか

である。そのガイドラインが満たすべき基準は以下の通りである (College Board, 2002a)。

- 1) 診断された障害の名称が記述してあること
- 2) 現在もその障害を有していること (3年以内の診断であること)
- 3) 関係する教育上の、発達上の、医学上のヒストリー (対応の履歴について記したもの) があること

- 4) 診断の際に用いた包括的なテストとその手法について述べてあること
- 5) そのテスト結果によって支持される機能上の限界について述べてあること
- 6) 要求する措置と、その措置が必要な理由について述べてあること
- 7) プロの診断者による署名

ここでフラグについて、若干補足しておく。スコアに付随するアスタリスクすなわちフラグは、「標準的な」入学テストがある種の「標準的でない」状況において実施したときに付けられる。したがってブレイル点字問題などの「標準的でない」問題を回答した場合にはフラグはつけられないことに注意する。また、このフラグは単に「標準的でない状況」を示すだけであつて、「どのようなテスト環境で実施されたかについての情報」は含んでいない (College Board, 2002a)。

American Education Research Association et al. (1999) によれば、この特別措置の目的は「測定の主目的である内容に影響がでないようにテスト受験者の属性 (attribute) による影響を最小にする」ことである。College Board が障害者に対して延長時間を与えること、またフラグを2003年より脱落させた根拠としては、SAT がスピードを測定するものではないとの判断に基づいている (Leong & Breimhorst, 2005)。SAT についての幾つかの研究結果によれば、障害者の時間延長により Verbal (語学力) で 32 点、Math (数理能力) で 26 点の上昇 (各 800 点満点) があるとしている。その一方で、健常者の時間延長は同等の上昇はないとしている (College Board, 2002b)。それ故、これらの措置が、学習障害を持つ学生を傷つけることなく、公平に評価するする場を保持するのに役立っているとしている。

5 特別措置を受ける障害者の数について

文部科学省(2002年10月)の「通常の学級

に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」(文部科学省 2002b)によれば、学習面か行動面に著しい困難を持つと公立小中学校の担任教師が回答した数の全体に対する比率は 6.3% (学習面の困難 4.5%, 行動面の困難 2.9%, ADHD 2.5%, 高機能自閉症 0.8% など両方にまたがる者あり) であり、他に知的障害およびその周辺と推定される者が 3% いるとしている。

アメリカでは一般に広義の学習障害者 (LD, AD/HD, AS, PDD ほか) は人口の 10% いるとされ (Ryan, 2006), この数字は上の我が国の数字 (6.3%+3%) とかなり一致する。The College Board, SAT Program Relations, Executive Director の Brian O'Reilly 氏によると、SAT を受ける者のうち約 2% が特別措置を受けており、その大半が LD か AD/HD, またその両方だとしている。また申請のうち約 80-85% が認められている。逆にいえば、15-20% は申請が認められておらず、その認定がかなり厳格に適用されているものと思われる。

College Board (2002b) には、1993 年から 2000 年にわたる SAT の全受験者数と標準と標準以外 (特別措置をうけた場合) の内訳とそれぞれの比率が示されている。表 1 にその抜粋を載せる。

表 1: 1993 年から 2000 年にわたる SAT の全受験者数に対する障害者の割合 (出典: College Board, 2002b より抜粋)

	93	94	95	96
総数	1,044,465	1,050,386	1,067,993	1,084,725
障害者	12,259	14,994	16,163	19,046
比率	1.2%	1.4%	1.5%	1.8%
	97	98	99	2000
総数	1,127,021	1,172,779	1,220,113	1,260,268
障害者	21,618	23,318	24,016	25,570
比率	1.9%	2.0%	2.0%	2.0%

これによると、その間、特別措置を受けた者の割合は 1.2% から 2.0% に上昇している。ただし 1998 年以降は 3 年間 2.0% で一定である。現在 (2008 年度) も約 2% であることを考えれば、この比率で約 10 年間一定であると推測される。

障害の内訳の詳細については、この話題が非常にセンシティブであるために SAT, ACT とともに今回の調査で教えていただくことができなかった。ただ Ragosta & Wendler (1992) には、1986-87 年と 1987-88 年の障害をもつ SAT 受験者数と障害別比率が示されている (表 2)。

この当時は、特別措置を受けた者の割合は全体の 0.7% で、その比率は現在の約 1/3 である。この後、学習障害者の割合が急激に増えてきており、現在の状況とはかなり様相が異なっている。それでも 1998 年 7 月から 1999 年 6 月まで受験した SAT I の合計 2,468,600 人に対し、LD は 47,000 人もおり、その比は 1.9% である (College Board, 2002b)。障害者特別措置を受ける全体で 2.0% であるから特別措置を受ける約 95% が学習障害であると推測できる。

受験者の約 2% が特別措置をうけるという数値自体についてはいくつかの議論があるようである。議論の一つは、約 10% とされる学習障害者の数に比べ、2% はあまりに少ない

表 2: 1986-87 年および 1987-88 年の障害をもつ SAT 受験者数と障害別比率 (出典: Ragosta & Wendler, 1992)

障害	受験者数	比率 (%)
聴覚	600	4
学習	13,868	79
身体的障害	787	4
視覚	1603	9
重複障害 (Multiple)	377	2
その他 (分類不能)	337	2
合計	17,632	100

というものである (Ryan, 2006)。学習障害が認められるためには、そのための診断テストを受けねばならず、低収入の家庭にあってはそれが大きな負担になっているという。

カリフォルニア州の state auditor(州監査官)による報告によると、全受験者の 64%が白人であるが、特別措置を受けた者のうち白人の割合は 84%であった (有意に高い)。またロサンジェルスのスラム化した中心市街地 (inner-city) の 10 の高等学校では 1,439 人が受験したが、誰一人として特別措置を受けていなかった (有意に低い)。要するに、白人の裕福な家庭の子供だけがこの特別措置の恩恵を受けることができるとしている。このため SAT は標準的な枠組みで行われるテスト以上のことをすべきではないという意見も一方である。

6 むすび

我が国の大学入試センター試験における障害者特別措置は、これまで視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱のみで、発達障害の規定はなく、そうした志願者が特別な措置を求める場合、「その他」で志願する以外の道はなかった。

しかし、本年度 (2011 年 1 月実施) のセンター試験から、障害区分に新たに発達障害を設けるという大きな改定がなされた (大学入試センター, 2010)。これは今後、発達障害を事由とする申請者数の増加や、新たな特別措置内容を検討する必要性が予想されるところからの変更である。

発達障害者に対する特別措置の主な内容は、試験時間の延長 (1.3 倍)、チェック解答 (チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法)、拡大文字問題冊子の配布、別室の設定、その他である。ただしこれら措置の申請にあたっては、特別措置申請書と (医師による) 診断書、(高等学校関係者による) 状況報告・意見書の提出が求められる。決定した受験特別措置は 12 月上旬から

中旬にかけて送付される「身体障害者等受験特別措置決定通知書」で通知される。

発達障害の子どもの中には特定の分野で才能を発揮するケースもあり、今回の措置は高等教育の中でそうした力を伸ばすことにつながると思われる。発達障害への理解や支援が進むきっかけになることを期待している。

参考文献

- American Educational Research Association, American Psychological Association, and National Council on Measurement in Education (1999). Students for educational and psychological testing, Washington, DC: American Educational Research Association.
- College Board (2002a). Frequently Asked Questions about the College Board's Decision to Drop Flagging from Standardized Test, July, 2002.
- College Board (2002b). The Impact of Flagging on the Admission Process: Policies, Practices, and Implications, 2002.
- 大学入試センター(2010)。「平成 23 年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内 (別冊)」
- HighBeam Research (2002). Black Issues in Higher Education: SAT, ACT to stop flagging disabled students' test scores. (noteworthy news), August 15, 2002.
- Leong, Nancy & Breimhorst, Beyond (2005). Appropriate Accommodation of Students with Learning Disabilities on the SAT, Stanford Law Review, Vol.57, No.4, 2005.
- 文部科学省(2006a): 発達障害者支援法の施行について, 17 文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号.
- 文部科学省(2006b)。「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」調査結果, 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)
- Ragosta, Marjorie & Wendler, Cathy (1992). Eligibility Issues and Comparable Time Limits for Disabled and Nondisabled SAT Examinees, College Board Report No. 92-5, ETS RR No. 92-35, 1992.
- Ryan, Joan (2006). Learning disabled left behind, page B-1 of the San Francisco Chronicle.